

令和 2 年 10 月 7 日

都道府県医師会

会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 中川 俊男

( 公 印 省 略 )

社会医療法人の認定要件、特定医療法人の承認要件及び

持分の定めのない医療法人への移行計画の認定要件の一部改正について  
— 予防接種法施行令改正に伴う、社会医療法人の認定要件、特定医療法人  
の承認要件及び持分の定めのない医療法人への移行計画の認定要件の一つ  
である「社会保険診療等による収入金額が全収入金額の 80%を超えること」  
とする要件に関する改正—

この度、標記について、別添の通り、厚生労働省医政局医療経営支援課より「医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種の一部を改正する件」、厚生労働省医政局長より「社会医療法人の認定要件について」、厚生労働省医政局医療経営支援課長より「特定医療法人の承認要件の一部改正について」及び厚生労働省医政局医療経営支援課長より「持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の要件について」について周知依頼がありましたので、通知文書等並びに資料を送付いたします。

今回の改正は、ロタウイルス感染症が予防接種法に基づく定期の予防接種等の対象疾病として追加されたことに伴い、社会医療法人の認定要件、特定医療法人の承認要件及び持分の定めのない医療法人への移行計画の認定要件の一つである「社会保険診療等による収入金額が全収入金額の 80%を超えること」とする要件におけるロタウイルス感染症に係る予防接種についての規定を改正するものですが、当該要件において、ロタウイルス感染症に係る予防接種の収入金額が「社会保険診療等による収入金額」に含まれる、というこれまでの扱いに変更が生じるものではありません。

詳細は、以下の通りです。

予防接種法施行令の一部を改正する政令により、予防接種法施行令が改正され、

ロタウイルス感染症が予防接種法に基づく定期の予防接種等の対象疾病として追加されたことに伴い、所要の改正を行うため、医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号。以下「本告示」という。）の一部が改正されました。

社会医療法人の認定要件、特定医療法人の承認要件及び持分の定めのない医療法人への移行計画の認定要件の一つとして、医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロにおいて、社会保険診療等による収入金額が全収入金額の80%を超えることとする要件が規定されています。

当該要件の、社会保険診療等による収入には、予防接種に係る収入も含まれており、予防接種の範囲については、予防接種法第2条第6項に規定する定期予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種とされているところ、本告示は、当該厚生労働大臣が定める予防接種として、次の5つを定めていました。

- ① 麻しんに係る予防接種（予防接種法第2条第6項に規定する定期の予防接種等（以下「定期の予防接種等」という。）を除く。）
- ② 風しんに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）
- ③ インフルエンザに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）
- ④ おたふくかぜに係る予防接種
- ⑤ ロタウイルス感染症に係る予防接種

本告示は予防接種法第2条第6項に規定する定期の予防接種等以外の予防接種について当該要件における社会保険診療等に含めることを目的として制定されているものであるところ、予防接種法施行令の改正により、ロタウイルス感染症に係る予防接種については全て「定期の予防接種等」で読めるようになりますことから、本告示第5号「ロタウイルス感染症に係る予防接種」の規定を削るとともに、提出書類の書式を変更することとなりました。

従いまして、ロタウイルス感染症に係る予防接種の収入金額が「社会保険診療等による収入金額」に含まれる、というこれまでの扱いに変更が生じるものではありません。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会へ適宜周知方お願い申し上げます。

(別添文書)

- 「医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種の一部を改正する件」について（厚生労働省医政局医療経営支援課）
- 厚生労働省告示第三百六号（平成2年9月3日官報第325号より抜粋）
- 社会医療法人の認定要件について（日本医師会長宛添書、厚生労働省医政局長）
- 社会医療法人の認定要件について（各都道府県知事宛文書、厚生労働省医政局長）
- 特定医療法人の承認要件の一部改正について（日本医師会担当理事宛添書、厚生労働省医政局医療経営支援課長）
- 特定医療法人の承認要件の一部改正について（各都道府県医政主管部（局）長宛文書、厚生労働省医政局医療経営支援課長）
- 持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の要件について（日本医師会担当理事宛添書、厚生労働省医政局医療経営支援課長）
- 持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の要件について（各都道府県医政主管部（局）長宛文書、厚生労働省医政局医療経営支援課長）

事務連絡  
令和2年9月3日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき  
厚生労働大臣が定める予防接種の一部を改正する件」について

平素は格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記告示につきまして、別紙の通り、本日付で公布されましたので、貴会におかれましては、下記内容について御了知のうえ、貴会傘下関係者に適宜御周知願います。

#### 記

##### 1 改正の趣旨

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第3号）により、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）が改正され、ロタウイルス感染症が予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種等の対象疾病として追加されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

##### 2 改正の内容

ロタウイルス感染症が予防接種法に基づく定期の予防接種等の対象疾病として追加されたことから、同法第2条第6項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種として医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）第5号に規定していたロタウイルス感染症に係る予防接種を削除するもの。

以上

○厚生労働省告示第三百六号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成二十九年厚生労働省告示第三百十四号）の一部を次の表のように改正し、令和二年八月一日以後に生まれた者に対して同年十月一日以後に行う予防接種について適用する。

令和二年九月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十五の三第一項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める予防接種は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十五の三第一項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める予防接種は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 ロタウイルス感染症に係る予防接種</p>

医政発 0930 第 21 号  
令和 2 年 9 月 30 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長

社会医療法人の認定要件について

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知を発出いたしましたので、貴会におかれましては、御了知の上、貴会傘下関係者に適宜御周知願います。

医政発 0930 第 20 号  
令和 2 年 9 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

社会医療法人の認定要件について

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）の一部改正に伴い、医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号）第 5 号に規定していたロタウイルス感染症に係る予防接種が削除されました。それに伴い、社会医療法人の認定要件について、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、改正告示の適用日（令和 2 年 10 月 1 日）から適用することとしますので、御了知の上、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の医療法人に周知徹底を図るようお願いいたします。

記

改正通知

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年医政発第 0331008 号） 別添

○「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発第0331008号）の「添付書類7」の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																																																																				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">添付書類7</div> <p>公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）</p> <p style="text-align: right;">申請者名： _____ 印</p> <p style="text-align: right;">住 所： _____</p> <p>以下のとおり相違ありません。</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">定期の予防接種等</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">任意の予防接種のうち告示に定めるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 25%;">定期接種</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">円</td> <td style="width: 25%;">麻しん</td> <td style="width: 35%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>臨時接種</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>風しん</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>インフルエンザ</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>おたふくかぜ</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><span style="color: red;">(削除)</span></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">予防接種に係る収</td> <td style="text-align: right;">⑬ 円</td> </tr> </tbody> </table>	定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの		定期接種	円	麻しん	円	臨時接種	円	風しん	円		円	インフルエンザ	円		円	おたふくかぜ	円	<span style="color: red;">(削除)</span>				計	円	計	円			予防接種に係る収	⑬ 円	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">添付書類7</div> <p>公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）</p> <p style="text-align: right;">申請者名： _____ 印</p> <p style="text-align: right;">住 所： _____</p> <p>以下のとおり相違ありません。</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">定期の予防接種等</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">任意の予防接種のうち告示に定めるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 25%;">定期接種</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">円</td> <td style="width: 25%;">麻しん</td> <td style="width: 35%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>臨時接種</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>風しん</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>インフルエンザ</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>おたふくかぜ</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><span style="color: red;">円</span></td> <td style="text-align: center;"><span style="color: red;">ロタウイルス感染</span></td> <td style="text-align: right;"><span style="color: red;">円</span></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><span style="color: red;">症</span></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">予防接種に係る収</td> <td style="text-align: right;">⑬ 円</td> </tr> </tbody> </table>	定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの		定期接種	円	麻しん	円	臨時接種	円	風しん	円		円	インフルエンザ	円		円	おたふくかぜ	円		<span style="color: red;">円</span>	<span style="color: red;">ロタウイルス感染</span>	<span style="color: red;">円</span>			<span style="color: red;">症</span>		計	円	計	円			予防接種に係る収	⑬ 円
定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの																																																																			
定期接種	円	麻しん	円																																																																		
臨時接種	円	風しん	円																																																																		
	円	インフルエンザ	円																																																																		
	円	おたふくかぜ	円																																																																		
<span style="color: red;">(削除)</span>																																																																					
計	円	計	円																																																																		
		予防接種に係る収	⑬ 円																																																																		
定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの																																																																			
定期接種	円	麻しん	円																																																																		
臨時接種	円	風しん	円																																																																		
	円	インフルエンザ	円																																																																		
	円	おたふくかぜ	円																																																																		
	<span style="color: red;">円</span>	<span style="color: red;">ロタウイルス感染</span>	<span style="color: red;">円</span>																																																																		
		<span style="color: red;">症</span>																																																																			
計	円	計	円																																																																		
		予防接種に係る収	⑬ 円																																																																		



		入合計				入合計	
<p>(記載上の注意事項)</p> <p>○ ⑥が⑱と一致すること。</p> <p>6～10 (略)</p>				<p>(記載上の注意事項)</p> <p>○ ⑥が⑱と一致すること。</p> <p>6～10 (略)</p>			

医政支発 0930 第 4 号  
令和 2 年 9 月 30 日

公益社団法人日本医師会担当理事 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長

特定医療法人の承認要件の一部改正について

標記について、別添のとおり各都道府県医政主管部（局）長宛てに通知を発出いたしましたので、貴会におかれましては、御了知の上、貴会傘下関係者に適宜御周知願います。

医政支発 0930 第 3 号  
令和 2 年 9 月 30 日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長  
（公 印 省 略）

特定医療法人の承認要件の一部改正について

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）の一部改正に伴い、医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号）第 5 号に規定していたロタウイルス感染症に係る予防接種が削除されました。それに伴い、特定医療法人の承認要件について、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、改正告示の適用日（令和 2 年 10 月 1 日）から適用することとしますので、御了知の上、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の医療法人に周知徹底を図るようお願いいたします。

記

改正通知

- 「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成 15 年医政指発第 1009001 号） 別添

○「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第1009001号）の一部改正

改 正 後				改 正 前			
			付表1				付表1
証 明 願 記 1 及 び 2 に 係 る 添 付 書 類				証 明 願 記 1 及 び 2 に 係 る 添 付 書 類			
		申請者名 _____	印			申請者名 _____	印
		住 所 _____				住 所 _____	
以下のとおり相違ありません。				以下のとおり相違ありません。			
1～4(略)				1～4(略)			
5 予防接種に係る診療収入の証明				5 予防接種に係る診療収入の証明			
定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの		定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円	定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円	臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円		円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円		円	おたふくかぜ	円
(削除)							
計		円	計	円	計		円
		予防接種に係る収入合計 ㊴		円			円
(記載上の注意事項) ○ ④が㊴と一致すること。				(記載上の注意事項) ○ ④が㊴と一致すること。			
6～8(略)				6～8(略)			

医政支発 0930 第 1 号  
令和 2 年 9 月 30 日

公益社団法人日本医師会担当理事 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長

持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の要件について

標記について、別添のとおり各都道府県医政主管部（局）長宛てに通知を発出いたしましたので、貴会におかれましては、御了知の上、貴会関係者に適宜御周知願います。

医政支発 0930 第 1 号  
令和 2 年 9 月 30 日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長  
（公 印 省 略）

持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の要件について

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）の一部改正に伴い、医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号）第 5 号に規定していたロタウイルス感染症に係る予防接種が削除されました。それに伴い、持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の要件について、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、改正告示の適用日（令和 2 年 10 月 1 日）から適用することとします。

なお、持分の定めのない医療法人への移行計画の認定については、令和 2 年 9 月 30 日をもって一旦期限を迎えますが、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）附則第 10 条の 8 に規定する報告については、当該通知に基づき行っていただく必要がありますので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の医療法人に周知徹底を図るようお願いいたします。

記

改正通知

- 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）（別添）

## ○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 移行計画の認定の要件</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 運営に関する要件（同項第 4 号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「施行規則」という。）第 57 条の 2）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) ハ 「その他厚生労働大臣が定める予防接種」とは、告示により定める以下のものをいう。</p> <p>(イ) 麻しんに係る予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等（以下「定期の予防接種等」という。）を除く。）</p> <p>(ロ) 風しんに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）</p> <p>(ハ) インフルエンザに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）</p> <p>(ニ) おたふくかぜに係る予防接種</p> <p>(削除)</p> <p>第 3～第 7 (略)</p> <p>別添様式</p> <p>別添様式 1～別添様式 3 (略)</p>	<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 移行計画の認定の要件</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 運営に関する要件（同項第 4 号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「施行規則」という。）第 57 条の 2）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) ハ 「その他厚生労働大臣が定める予防接種」とは、告示により定める以下のものをいう。</p> <p>(イ) 麻しんに係る予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等（以下「定期の予防接種等」という。）を除く。）</p> <p>(ロ) 風しんに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）</p> <p>(ハ) インフルエンザに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）</p> <p>(ニ) おたふくかぜに係る予防接種</p> <p><u>(ホ) ロタウイルス感染症に係る予防接種</u></p> <p>第 3～第 7 (略)</p> <p>別添様式</p> <p>別添様式 1～別添様式 3 (略)</p>

別添様式 4

医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類  
(医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係)

令和 年 月 日

法人名: \_\_\_\_\_

代表名: \_\_\_\_\_ 印

住 所: \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

1～7-3 (略)

7-4 予防接種に係る収入の明細

定期の予防接種		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入合計	⑰ 円

(記載上の注意事項)

○④が⑰と一致すること。

7-5～9 (略)

書類付表 1～書類付表 3 (略)

別添様式 5～別添様式 8 (略)

別添様式 4

医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類  
(医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係)

平成 年 月 日

法人名: \_\_\_\_\_

代表名: \_\_\_\_\_ 印

住 所: \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

1～7-3 (略)

7-4 予防接種に係る収入の明細

定期の予防接種		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
	円	ロタウイルス感染症	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入合計	⑰ 円

(記載上の注意事項)

○④が⑰と一致すること。

7-5～9 (略)

書類付表 1～書類付表 3 (略)

別添様式 5～別添様式 8 (略)